

令和 7 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 3月定例会委員会付託案件 1
-

令和 8 年 2 月 2 0 日 (金曜日)

建設環境委員会会議録

令和8年2月20日 金曜日

午前10時30分開議

午前10時52分閉議（実時間22分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分）

○本日の会議に出席した者

委員長 中山諭扶哉君
副委員長 橋本隆一君
委員 田方芳信君
委員 谷川登君
委員 西村英昭君
委員 橋本幸一君
委員 水田千春君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長 岩崎伸一君
市民環境部次長 竹下圭一郎君
環境課長 田中和彦君

○記録担当書記 栗山大次郎君

（午前10時30分 開会）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付しております付託表のとおりであります。

◎議案第1号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、予算議案の審査に入ります。

議案第1号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分を議題とし、歳出の第4款・衛生費について、市民環境部から説明願います。

○市民環境部長（岩崎伸一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の岩崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第1号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第13号中、第4款・衛生費のうち、市民環境部関係分につきまして、竹下次長が説明いたしますので御審議よろしくお願いたします。

○市民環境部次長（竹下圭一郎君） 市民環境部の竹下でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第1号・令和7年度八代市一般会計補正予算書・第13号の8ページ下段を御覧ください。

款4・衛生費、項2・生活環境費、目2・環境保全対策費で、補正前の額5206万2000円に3149万9000円を計上し、補正後の額を8356万1000円としております。

内容は、備考欄の地球温暖化対策推進事業（重点交付金）3149万9000円でございます。

補正額の財源内訳は、特定財源として全額国庫支出金である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金としております。なお、当該予算につきましては、全額を繰越明許費として設定しております。

次に、事業内容について御説明します。添付の説明資料を御覧ください。

- 1、事業名は、地球温暖化対策推進事業（重

点交付金)でございます。

2、事業費は、補正額と同額の3149万9000円で、内訳は、LED照明器具買換え促進補助金2800万円、会計年度任用職員報酬等1名分274万5000円、市報折り込みチラシ印刷製本費60万円、郵便料15万4000円を予定しております。

3、補正理由は、国が行う重点支援交付金を活用し、市民のエネルギー価格高騰による影響を軽減するため、家庭の蛍光灯、白熱灯などの照明器具をLED照明器具に買い換える費用の一部を補助するもので、照明器具のLED化を促進することで、一般住宅における脱炭素化を推進するために実施するものでございます。

4、補助対象は、現時点での予定を記載しておりますが、補助対象期間が令和8年4月1日から12月31日で、受付期間を令和8年5月1日から令和9年1月15日までとし、予算がなくなり次第終了することとしております。

また、照明器具は蛍光灯や白熱球からLED照明に買い換えた場合で、市内の販売店で購入し、工事費を含む、総費用が2万円以上のものを対象としております。

なお、補助対象とならないものとしまして、インターネットや通販等で購入したもの、LED電球のみの購入、屋外に設置するものなどを対象外とする予定でございます。

5、補助金額は、購入費用の2分の1以内で上限を3万円とし、申請は1世帯当たり1回限りとします。

6、申請方法は、購入・設置後の事後の申請になりますが、申請時の受付窓口の混雑を避けるため、原則、郵送による申請受け付けを予定しております。

以上で、八代市一般会計補正予算・第13号中、市民環境部関係分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(中山諭扶哉君) それでは、以上の

部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(西村英昭君) すいません、お尋ねします。居住する住宅の屋内に固定して使用するもの、その縛りってというのは、例えば住宅の屋内じゃなくて、住宅に附属する、例えば、ちょっと外にLEDの照明とかつけるケースがあるんですが、そういうのを除外してる意味合いは何でしょうか。

○環境課長(田中和彦君) 環境課の田中です。よろしくお願いいたします。

今回、屋外の照明器具というのをまず除外するという部分につきましては、まず広く、できるだけ多くの世帯の方に利用をしていただきたいという部分で、一番生活に密着した室内の照明器具の更新に重点を置いて今回の事業のほうを設計いたしました関係で、屋外のほうを除外をいたしております。

以上、お答えいたします。

○委員(西村英昭君) すいません、続けてなんですが、これを申請したときに、これが実際屋内で使われてるかどうかの判断とか、どういった形でそれを分けるんでしょうか。

○環境課長(田中和彦君) 今回の申請につきましては、先ほど竹下次長のほうからも説明がありましたけれども、一応購入設置後、事後の申請を予定をしております。

その代わりに、機器の取替えですので、取り替える前の機器の状況の写真、それと購入して取り替えられた後の写真のほうを添付していただくような形で申請を予定をいたしております。

以上です。

○委員長(中山諭扶哉君) ありませんか。

○委員(水田千春君) 例えば、白熱灯のまだ新しいものをLED補助金が出るからそっちに買い換えたい、いいものに買い換えたいからこの機会にやってみようかしらとかいう方がもし

かしたらいらっしゃるかもしれませんよね。その対応はどうされますか。

○環境課長（田中和彦君） 私どももこの事業を設計する際に、まだ使用できる機器を全く新しいものに取り替えるっていうことが果たしてそれは環境課としてどうなのかっていう部分は検討いたしました。

ただ、まず1番の理由といたしまして、2027年で蛍光灯の輸入、それと製造自体も終了してしまうという部分で、この蛍光灯の照明器具をなるべく早くLEDに変えていただきたいっていう部分がございます。

ただ、実際はなかなか普通にユニットとしてすぐがちゃっと取付けられるようなものは簡単であるんですけども、場合によっては電設工事が必要になってくるという部分もございまして、そういう方になるだけ早めに対応していただくという部分でいたしました。

ですので、確かに買ったばかりの蛍光灯であったり、白熱球であったりっていうのがあるとは思っておりますけれども、もうそれは申請者の御判断でというところで考えておるところでございます。

以上です。

○委員（水田千春君） せめて1年以内のものは御遠慮くださいとか、ちょっとそういうくくりを作られたほうがいいんじゃないかとちょっと思ってしまうんですけど、いかがでしょうか。

○環境課長（田中和彦君） 購入から1年以上たっているっていう部分になりますと、例えば購入時のレシートであったり、照明器具の保証書っていうのを保管しておかれる方は証明ができるんですけども、なかなか通常は照明器具まで保証書であったりとか、領収書であったりとかっていうのを保管されてない方もいらっしゃると思いますので、私どもとしては、そこは性善説に成り立ってじゃないんですけども、

なるべく広く市民の方に使っていただきたいということで、今回そこまでの縛りは今のところ計画をいたしておりません。

以上です。

○委員（水田千春君） 分かりました。

○委員（橋本幸一君） 確認ですが、これLED照明機器1個じゃなくてから、1家屋内のそういう電装全ての部分まで含めた上限2万円ということで理解してよかですね。

○環境課長（田中和彦君） はい、そのとおりです。個数制限等は設けておりません。

○委員（橋本幸一君） 予算額が2800万円ということは上限マックスで1400戸が今回の予算枠内ということですが、可能性として、ひよっとすればこの際ということで、この予算上回る可能性も出てきやせんかと思うんです。それに対してはどう対処されますか。

○環境課長（田中和彦君） 積算の時点では、先ほど説明いたしましたけど、補助金額が1万円から上限3万円ということで、平均2万円の1400戸で算定をいたしました。

仮に、皆さんが3万円の上限いっぱい申請をされますと、900件弱の申請で予算が確かなくなってしまう。

ただ、今回が国の緊急経済危機対策の交付金のほうを利用しておりますので、予算がなくなりましたらそれで終了というふうに今のところ、事務局としては考えております。

○委員（橋本幸一君） 了解しました。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（橋本隆一君） 1点目は周知方法等ですね、それから申請方法は郵送ということになると高齢者等の方、やっぱりまず様式を市役所からダウンロードか何かで取り寄せないかんわけですよ。申請用紙がありますよということで。今の高齢者の方はパソコンもスマホも持たないで、でくっけなばいって聞いたばってん、

郵送にしてくれて、それはできない場合は、例えば窓口で対応しますよとか、そういうことはできますですかね。そこをちょっとお聞きしたいんですが。

○環境課長（田中和彦君） 担当課といたしましても、やはり御相談をしながら、書き方が分からないからと窓口に来られる方もいらっしゃるというふうに想定しております。ですので、一応原則として郵送ということで考えております。

それと、今回の先議に付していただきましたけれども、市報に折り込みのチラシをなるべく早く入れたいというふうに考えております。

現在の、すいません、まだ案のレベルですがけれども、お知らせする折り込みチラシ両面刷りのほうで裏面のほうに、申請の申込用紙のほうもつける形で、印刷する形で、配布できないかということで現在事務局のほうで検討いたしておるところでございます。

以上です。

○委員（橋本隆一君） 理解できました。ありがとうございます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（谷川 登君） 物価高騰、LEDの照明の取替えということで、非常にいい取組かなというふうに思っております。

また、先ほど橋本委員からお話がありましたように、約3000万円の限度額があるということで、打ち切りというようなことで、1400件分ぐらいの予算になっておりますけれども、いろんな面で、どうしても、この内容的に申込書の用紙の書き方っていうのが、高齢者については非常に理解されるのかなという心配もあるし、もしこの上限のLEDの、例えば2万円以上、3万円のLEDを交換しますよというような記入例を書いて、じゃあ、ここで地元の業者の電気屋さんをお願いして、さしより立て替え

て領収書ももらっておかなければならないのでしょうか。それだけちょっと。

○環境課長（田中和彦君） 今回の場合は事後申請という形で考えておりますので、やはり一旦料金のほうは立て替えて、全額立て替えていただいて、後日、相当分の補助金をお支払いさせていただくという形になるというふうに思っております。

それと今高齢者の方の記入方法というところがございますので、その部分につきましては、記入、分かりやすいですね、なるべく記入する部分が少なく済むような部分と添付していただく書類のチェックができる部分も、この申込み用紙のほうに入れてやっていきたいというふうに考えております。

あと今、谷川委員の意見の最後のほうにございましたけれども、どなたかが代理で書かれるという部分については、昨年、士業法のほうが厳しくなりました、いわゆる手数料を取られる場合だと、いわゆる行政書士法に抵触する場合がございますけれども、それを無料で、例えば電気店が行われるということであれば、その項目には該当しないということですので、そこはあくまでも電気店さんなり工務店さんがサービスでやられる部分については、必要なところを書いていただいて、ただそれを郵送していただくというような形で対応できるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（谷川 登君） ありがとうございます。

そういう中でLEDの交換についてのこの購入先の販売店ですよね。八代管内の事業所でインターネットで取り寄せた対象外というような区別、市民の皆さんに分かるように、こういった注文は、これに書いてありますように駄目ですよと、やはりこの注文については、確認ですが市政協力員を通じて取りまとめて集計するわ

けですか。

○環境課長（田中和彦君） 注文につきましては、各御家庭のほうで購入されるということで、市政協力員の方が取りまとめるということとはございません。

あくまでも個別申請で1個1個対応という形をとらせていただきます。

それと、今お話にありましたけれども、特に、やはりインターネットに限定されるインターネット通販とかという部分の利用者も非常に多くなっておりますので、こちらにつきましては、対象外という部分のほうはチラシのほうで十分にそこは分かるように表示をして、周知を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありますでしょうか。

○委員（谷川 登君） 購入先ですよ、LEDですから、電気、乾電池とかこれに書いてありますけれども、乾電池を間違えて買った場合、市民の方が、そういう方もこの1400件の対象に1人、2人はまた出てくるかなって、私も危惧しとつとですが、電池はいけませんよというはっきりした文字をしとかんと、電池買うて来たけんでというようなことで、——そして電気屋で言えば、八代管内中山間地も含めた考え方ですよ。LEDという言葉が出ますけども、山間地の高齢者の方はわざわざ八代まで来て、つけたいけど、つけられないという方もいると思うんですね。それでこの地元の電器屋さんとか、1軒しかなかげんですね、地区によってはですね。そういった申込み先を例えばヤマダデンキとかケーズデンキとか、電気屋さんいっぱいありますけども、この支店の名前をしておけば、ここもよかばいというような理解ができやせんのかなと思うんですけども、どがんですか。

○環境課長（田中和彦君） 対象となる購入店

舗をリスト化してというお話だと今のほうは思いますが、私どもが予定してるチラシの中に全ての店舗を記入するためのスペース的な部分は難しいかと思っておりますので、その部分につきましては、市のホームページでの掲載なり何なりを少し検討したいと思っております。

おっしゃったように、お住まいの地域によってはなかなか家電店が遠いとか、店舗数が少ないとかっていう部分がありますので、そういう部分でなかなか不利益にならないように、あと間違えて、例えばLEDの球だけ買われて、対象となると思って買われて、いざ申請したら対象とならないというようなことが起こらないように、チラシのほうにも、これは対象となりませんとか、こういうふうにしてくださいとかっていう部分と、あとお問合せのほうは私どものほうの環境課で受け付けておりますので、そちらのほうの連絡先もきちんと記入して、ただ申請件数が非常に多うございますので、全くそういうのがないというふうなのは難しいかと思っておりますけども、それが1件でも出ないように、私どもとしては、周知のほうに力を入れてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（谷川 登君） ありがとうございます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

○委員（橋本幸一君） 先ほど高齢者対策等いろいろ問題があるようですが、できるだけ周知徹底していただくように、数が制限があるということは前回もいろんな問題発生したケースもありますので、しっかりした周知徹底には努めていただきたいと思います。よろしくお願いし

ます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） なければこれより採決いたします。

議案第1号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中山諭扶哉君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

（午前10時52分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和8年2月20日

建設環境委員会

委員長